



入居収入基準（月収額）

◎下記の原則階層・裁量階層の入居収入基準（月収額）を超えた方は申込みできません。

（計算方法は54～61ページ「月収額の計算のしかた」をご覧ください。）

入居収入基準（月収額）は、世帯における1年間の総所得金額を計算したうえ、あてはまる控除額をすべて差し引いた残りの額を12で割った金額です。

募集する住宅は公営住宅と改良住宅の2種類があり、入居収入基準（月収額）が異なりますので、よく確認のうえ、お申込みください。

入居収入基準（月収額）の計算は、申込資格の**基準日である令和7年6月1日現在**の状況について行います。

1 原則階層

月 収 額	
原則階層	公営住宅 0～158,000円以下
	改良住宅 0～114,000円以下

※月収額の計算方法は54～61ページ「月収額の計算のしかた」を参照

改良住宅とは、住宅密集地域の住宅改良を行うために住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、入居収入基準（月収額）が公営住宅より低くなっています。

上記の入居収入基準（月収額）を超えた方は、申込みできません。ただし、次に掲げる世帯（裁量階層）である場合は、2の裁量階層をご覧ください。

2 裁量階層

月 収 額	
裁量階層	公営住宅 158,001～214,000円以下
	改良住宅 114,001～139,000円以下

次のいずれかに該当する世帯については、原則階層に比べ入居収入基準（月収額）の緩和措置がとられています。

なお、裁量階層として応募され入居が決定した場合は、資格審査の際、次の証明書類が必要になります。

裁量階層対象世帯		当選後に必要な証明書類
子育て世帯 (注意)子育て世帯向住宅に申込む場合のみ適用	申込者に、現在同居し扶養している義務教育終了前の子ども（平成22年4月2日以降の出生）がいる世帯。※	住民票 (入居者全員の年齢が証明できるもの)
高齢者世帯	申込者が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満または60歳以上」である場合。	住民票 (入居者全員の年齢が証明できるもの)
障害者世帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが障害者（以下に掲げる条件の方）である場合。 (1)身体障害者手帳の交付を受けている、1級から4級までの身体障害者の方。 (2)1級、2級の精神障害者、または同程度の障害と認められる知的障害者の方。	身体障害者手帳などのコピー
戦傷病者世帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者である場合。	戦傷病者手帳のコピー
被爆者世帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが被爆者である場合。	被爆者手帳のコピー
ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等である場合。	国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書
海外引揚者世帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚から5年未満の場合。	永住帰国者証明書のコピー

※なお、子どもの成長に伴い、義務教育終了前の子どもがいなくなった際は、入居収入基準（月収額）15.8万円以下が適用されます。

前ページの入居収入基準早見表

前ページの入居収入基準（月収額）を実際の年間収入額であらわすと以下のとおりとなります。ただし、この早見表は入居しようとする家族の中に収入のある方が**1人**の場合の目安です。

給与所得者

（令和6年分の総収入額によります。）

世帯人数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	公営住宅 2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
	改良住宅 2,211,999円以下	2,755,999円以下	3,299,999円以下	3,811,999円以下	4,287,999円以下	4,763,999円以下
裁量階層	公営住宅 3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	6,263,999円以下
	改良住宅 2,643,999円以下	3,183,999円以下	3,711,999円以下	4,187,999円以下	4,663,999円以下	5,135,999円以下

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

この早見表で確認する金額は令和6年分源泉徴収票の支払金額欄の箇所です。

（注）以下の場合は上記の早見表は参考になりません。

- 老人扶養控除、老人配偶者控除、特定扶養親族控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除及び特別障害者控除の対象者のいる世帯は、控除額が多くなるために早見表の金額より上限が高くなります。
- 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合。
- 令和6年1月2日から申込基準日までの間に就職、転職、休職、退職した場合。

事業所得者

（令和6年分の所得金額によります。）

世帯人数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	公営住宅 1,896,011円以下	2,276,011円以下	2,656,011円以下	3,036,011円以下	3,416,011円以下	3,796,011円以下
	改良住宅 1,368,011円以下	1,748,011円以下	2,128,011円以下	2,508,011円以下	2,888,011円以下	3,268,011円以下
裁量階層	公営住宅 2,568,011円以下	2,948,011円以下	3,328,011円以下	3,708,011円以下	4,088,011円以下	4,468,011円以下
	改良住宅 1,668,011円以下	2,048,011円以下	2,428,011円以下	2,808,011円以下	3,188,011円以下	3,568,011円以下

この早見表で確認する金額は令和6年分の所得税の確定申告書で「所得金額」欄の⑨番の合計欄の箇所です。

（注）以下の場合は上記の早見表は参考なりません。

- 老人扶養控除、老人配偶者控除、特定扶養親族控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除及び特別障害者控除の対象者のいる世帯は、控除額が多くなるために早見表の金額より上限が高くなります。
- 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合。
- 令和6年1月2日から申込基準日までの間に開業、廃業した場合。

*月収額の計算方法は54～61ページの「月収額の計算のしかた」をご覧ください。



世帯向け住宅の申込資格

※単身向け住宅に

申込みをされる方は36~37ページをご覧ください。

すべての申込資格は**6月1日現在**が基準となります。(なお、申込者が

県営住宅は、低額所得者や、高齢者、障害者など、住宅に困っている方のために建てられたものです。以下福島復興再生特別措置法に伴う避難指示区域の居住制限者、子ども被災者支援法に基づく支援対象避難者、ください。

共通の資格	特定の資格	入居者の決定方法	ページ数
<p>①夫婦（婚約者及び内縁関係にあるものを含みます。） または親子を中心とした家族であること。</p> <p>(注1) 結婚予定の方は、婚姻した旨の証明が提出されないと入居できません。 (入居手続までに証明書の提出が必要です。)</p> <p>(注2) 兄弟（両親死亡の場合を除きます。）だけの申込みや、両親のうち片方だけと同居（両親が離婚している場合等は除きます。）するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。</p> <p>(注3) 内縁関係にあるものとは、戸籍上配偶者がなく、住民票の続柄に「未届けの妻」または「未届けの夫」とある方です。</p> <p>(注4) 県内の市町村が発行するパートナーシップ宣誓書等をお持ちの方は、申込みできますので、お問い合わせください。</p>	<p>一般世帯向住宅</p> <p>共通の資格</p>		18
<p>②現在、次の1~8のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。</p> <p>1 他の世帯と炊事場、便所、浴室のいずれかを共同使用している。（親子等との同居は除く。）</p> <p>2 住宅がせまい。（居住部分が一人あたり4畳以下）</p> <p>3 住宅用でない建物に住んでいる。</p> <p>4 家賃が高い。（居住部分が一畳あたり3,000円以上）</p> <p>5 住宅がないために、親族（婚約者を含みます。）と同居ができない。</p> <p>6 借地借家法に基づく正当な理由か、またはこれに準ずる理由により家主から立退き要求を受けている。</p> <p>7 通勤に片道2時間以上かかる。（各交通機関の標準所要時間を用い、乗り換え時間は10分として計算します。）</p> <p>8 子育てに適する公営住宅及び若年夫婦世帯向住宅の有効期間の満了する日が5年以内に到来する。（子育て世帯向住宅への申込みを除く。）</p> <p>※すでに県営住宅へ入居されている方は、上記2・4・5・7・8のいずれかの住宅困窮理由があること。</p> <p>※居住部分とは、主な和室、洋室とし、DKとLDK、台所、便所、浴室、洗面所などは除きます。</p>			31
<p>③10ページの入居収入基準（月収額）内であること。</p> <p>(月収額の算出方法は、54~61ページを参照してください。)</p>	<p>子育て世帯向住宅（入居期限付き住宅）</p> <p>申込者が、義務教育終了前の子ども（平成22年4月2日以降の出生）と現在同居し、子どもを扶養している世帯。※詳しくは、8ページの「子育て世帯向住宅（入居期限付き住宅）について」をご覧ください。</p>	抽選	32
<p>④個人の都道府県民税及び市区町村民税を滞納していないこと。</p> <p>⑤県営住宅の家賃を滞納していないこと。</p> <p>⑥申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。</p>			35



世帯向け住宅の優遇制度

※単身向け住宅に

申込みをされる方は36~37ページをご覧ください。

○抽選の当選率の優遇扱い

「一般世帯向住宅」へ申込まれる方で、次の資格に該当する方は、優遇扱いの申込みができます。

(子育て世帯向住宅に申込まれる方は該当しません。)

優遇扱いを受けられるかどうか、よく確かめてください。

優遇項目に該当しないのに優遇で申込まれると、当選しても入居資格審査の結果、**失格**となります。

優遇については下記の項目よりいずれか1つ選ぶことができます。(複数を選ぶことはできません。)

申込書の優遇区分欄に○をつけないと優遇の扱いは受けられません。

申込書記入例

優遇資格のある方	16	① (新築のみ) 地元	② 身体障害者 精神知的障害者 級級	③ 母子	④ 父子	⑤ 高齢者	⑥ 永住帰国者 (引揚者)	⑦ 子育て ・多子	⑧ 高齢者 夫婦	⑨ 落選優遇 (おき家のみ)	⑩ 公害	⑪ その他
----------	----	----------------	--------------------------	------	------	-------	------------------	--------------	-------------	-------------------	------	-------

すのでご注意ください。

優遇扱いは、新築は当選率を5倍または7倍、あき家は当選率を3倍または5倍とする。

優遇倍率	抽選番号の数
なし(一般)	1
3倍	3
5倍	5
7倍	7

* 優遇/○:あり -:なし

(子育て優遇の方の場合)

優遇の項目	資格	新築	あき家	
		一般世帯向住	一般世帯向住	
地元優遇 ※新築の住宅にのみ適用されます。	次のいずれかに該当すること。(居住については住民票、勤務については勤務先の証明により確認できること。) ア 申込者が応募しようとする新築団地の所在する市内に引続き満2年以上(令和5年6月1日以前から)居住していること。 イ 申込者が応募しようとする新築団地の所在する市内に引続き満2年以上(令和5年6月1日以前から)勤務していること。 なお、横浜市、川崎市、相模原市の団地には適用しません。	<input checked="" type="radio"/> 5倍	-	
障害者優遇	申込者または申込者と同居しようとする親族のうちに、次のいずれかに該当する方がいること。 ア 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方。 イ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障害のある方。 ウ A1・A2・B1の判定を受けた知的障害のある方。 エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の等級が1級、2級、3級の方。 オ 精神に障害のある方で1級、2級、3級の国民年金・厚生年金又は共済年金の証書を交付されている方、並びに知的障害のある方でこれと同等の証書を交付されている方。	<input checked="" type="radio"/> 5倍	<input checked="" type="radio"/> 3倍	
原爆被爆者優遇	申込者または申込者と同居しようとする親族のうちに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者手帳の交付を受けている方がいる世帯。	<input checked="" type="radio"/> 5倍	<input checked="" type="radio"/> 3倍	
ハンセン病療養所入所者等優遇	申込者または申込者と同居しようとする親族のうちにハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯。	<input checked="" type="radio"/> 5倍	<input checked="" type="radio"/> 3倍	
子育て優遇 (母子及び父子世帯・) (多子・子育て世帯)	<母子及び父子世帯> ・申込者に戸籍上配偶者がなく、20歳未満(平成17年6月2日以降の出生)の子と同居し扶養する生計者)、20歳未満の子以外に同居される親族がいても該当します。 <多子及び子育て世帯> ・申込者と同居しようとする親族(配偶者を除く。)に18歳未満(平成19年6月2日以降の出生)の子を扶養している世帯。	している母子世帯又は父子世帯。主たる生計者が母または父であること。母または父(主たる生計者)、20歳未満の子以外に同居される親族がいても該当します。 出生)の者が3人以上いる世帯。または、申込者が18歳未満(平成19年6月2日以降の出生)の子を扶養している世帯。	<input checked="" type="radio"/> 7倍	<input checked="" type="radio"/> 5倍
永住帰国者(引揚者)優遇	申込者が中国残留邦人等の永住帰国者であって、本邦に引揚げた日から起算して5年を経過して永住帰国者には配偶者及び二世等は含みません。	いない方で、厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証明書を有する方。	<input checked="" type="radio"/> 5倍	<input checked="" type="radio"/> 3倍
公認定者優遇	申込者または申込者と同居しようとする親族のうちに旧公害健康被害補償法(昭和63年3月1日以前の法をいいます。)により、指定された地域に居住し公害病被害認定者がいる世帯。	以前の法をいいます。により、指定された地域に居住し公害病被害認定者がいる世帯。	<input checked="" type="radio"/> 5倍	<input checked="" type="radio"/> 3倍
高齢者優遇	申込者または申込者と同居しようとする親族のうちに60歳以上(昭和40年6月1日以前の出生)の方がいる世帯。	出生)の方がいる世帯。	<input checked="" type="radio"/> 5倍	<input checked="" type="radio"/> 3倍
高齢者夫婦優遇	夫または妻が65歳以上(昭和35年6月1日以前の出生)の夫婦2人のみの世帯。 または、上記の夫婦で「障害者優遇」のア~オに該当する方のみが同居する世帯。		<input checked="" type="radio"/> 7倍	<input checked="" type="radio"/> 5倍
落選優遇	定期募集に過去5回(4年11月、5年5月、5年11月、6年5月、6年11月)連続選考対象住宅に申込み、落選した方は落選回数には含まれません。また、申込者	して抽選により落選している方、は同一人に限ります。	-	<input checked="" type="radio"/> 3倍



世帯向け住宅の申込書の記入例

※単身向

け住宅に申込みをされる方は38~39ページをご覧ください。

○この記入例を参考にしてご記入ください。(色刷り枠内)

○希望する住宅の募集地区番号、地区名を記入してください。

ただし、**募集地区番号と地区名**が違った場合は、**募集地区番号**で受け付けします。

県営住宅入居申込書(色刷り枠内ののみ記入してください。)									
神奈川県住宅営繕事務所長 殿 県営住宅の入居について、次のとおり申込みます。この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるなど、県営住宅の申込資格を有していないときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。									
カード種別	令和 年 月 日	C#	処理区分	受付番号	性別				
14	20	0	03 04 09	R0705	36 (1)男 (2)女				
14	20	氏名 (カタカナ)	力ナカハナコ	21 26 31					
14	30	募集地番	区番号	地名	○子育て優遇の方は「(7)子育て・多子」を○で囲んでください。				
14	30	285011		汲沢A					
14	10	※下段は優遇資格のある方、単身の方、裁量世帯の方、定期借家の方は該当する番号に○印をつけてください。(資格のない方は○印をつける必要はありません。)							
14	10	優遇資格のある方	16 (新築のみ) 地元	(1)高齢者 (2)身体障害者 (3)母子 (4)父子 (5)高齢者 (6)永住帰国者 (7)子育て (8)高齢者 (9)落選優遇 (10)公害 (11)多子 (12)夫婦 (13)その他					
単身の方 (1)高齢者 (2)身体障害者 (3)精神・知的障害者 (4)D.V (5)生保 (6)海外引揚者 (7)その他 (8)落選優遇 (9)夫婦 (10)その他									
裁量世帯 (1)身体障害者 (2)子育て (3)戦傷病・被爆者等 (4)海外引揚者 (5)高齢者 (6)その他									
定期借家 (1)子育て (2)その他									

○優遇とは、抽選のときに当選率が高くなる制度です。該当する方は○で囲んでください。

14~15ページを参照。

※年間(推定)総収入金額欄は申込時に収入のある方は、全員記入してください。

カード種別	ID	氏名	統柄	生年月日	年齢	同居別居	職業(学校名)	年間(推定)総収入金額	年間所得金額	裁量世帯コード
				元号	年	月	日	6月1日現在		
14	51	16 01 神奈川花子	(男) 本人	18 T大昭 H平令	24 63022437	会社員	給与 2,994,000円	2,014,400円		
	52	16 02 太郎	(男) 長男	18 T大昭 H平令	24 25041512	会社員	給与 0円	0円		
	52	16 03	(男) 安	18 T大昭 H平令	24 同別		給与 0円	0円		
	52	16 04	(男) 安	18 T大昭 H平令	24 同別		給与 0円	0円		
	52	16 05	(男) 安	18 T大昭 H平令	24 同別		給与 0円	0円		
	52	16 06	(男) 安	18 T大昭 H平令	24 同別		給与 0円	0円		
カード種別	入居者数	扶養親族	基礎振替	老人扶養	特定親族	障害	特別障害	寡婦	ひとり親	A 年間所得額計
14	16 50 0	1人 38万	1人 10万	1人 10万	1人 25万	1人 27万	1人 40万	1人 27万	1人 35万	2,014,400円
		控除額	10万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	B 控除額計
		38万円	10万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	830,000円
		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	月収額
										98,700円
		A 年間所得額	2,014,400円	-	B 控除額	830,000円) ÷ 12 =			

○申込者及び同居しようとする親族は全員記入してください。学生の場合には職業欄に学校名・学年を記入してください。

のみにご記入ください。)

○ここに記入された住所に通知しますので正確に記入してください。

(郵便番号は7ヶタでお願いします。)

連絡先電話番号 (連絡のつきやすい番号) も必ず記入してください。

カード種別	現住所(カタカナ)	郵便番号	16 231-8613	連絡先電話番号	1 23090-XXXX-XXXX	※連絡のつきやすい番号を記入して下さい。
40		41	ヨコハマシ	ナカク	2045-201-XXXX	↑
42	二ホンオオト	43	3-3	オリ	201	※必ず記入してください。
43	方書(パートマションなど)			イロハニアハ	201	
婚約者・別居者の現住所			電話() -			
申込者勤務先 ※申込者に連絡先がない場合の代理人等			名称〇X会社 電話(045)201-3673 内線			

○入居しようとする家族の中に婚約者・別居者がいる場合は、その方の現住所などを必ず記入してください。

○住宅に困っている状況で該当するすべての番号に○をつけ、理由を記入してください。

12ページ申込資格②住宅困窮理由を参照。

住宅に困っている状況(該当するすべての事項を必ず記入してください。) ※2、4は必ず記入してください。

住宅に困っている状況	1 他の世帯と共同(親子等は除く) 台所・便所・浴室(共同世帯)
	2 部屋がせまい(1人平均4畳以下) 畳数 8畳(洋間も含む) ÷ 使用人数 2名 = 1人平均4.0畳
	3 非住宅建物 建物の概要
	4 家賃が高い(1畳あたり3,000円以上) 月額75,000円 ÷ 畳数 8畳(洋間も含む) = 1畳あたり9,375円
	5 結婚後の住居がない 婚姻届の予定 年月
	6 正当な立退き要求を受けている 理由
	7 通勤時間に片道2時間以上かかる(通勤先までの経路) 片道通常時間 分 経路(乗り換え時間は10分とする)
	8 子育てに適する公営住宅及び若年夫婦世帯専用住宅の名称() 住宅の有効期間の満了する日が5年内に到来 有効期間 年月日から 年月日まで

- ① 県営住宅(団地)
- ② UR(旧公団)、公社住宅
- ③ 市町村営住宅
- ④ 民間の賃貸住宅
- ⑤ 社宅
- ⑥ 両親等と同居中

○該当する項目の番号を○で囲んでください。

○一畳あたりの計算は、1ヶ月の家賃金額(共益費、駐車場費を除きます。)を、居住部分(居住部分は、主な和室、洋室とし、DKとLDK、台所、便所、浴室、洗面所などは除きます。)を合計した畳数で割り算をしてください。

○この金額の出し方は月収額の計算のしかた54~61ページをよく読んで間違いないよう計算してください。月収額が公営住宅の場合158,000円(裁量階層214,000円)、改良住宅の場合114,000円(裁量階層139,000円)を超えた方は申込みできません。